

令和6年11月21日
都市ブランド創造局文化企画課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

(ア) 名称：北九州市立門司市民会館

所在地：門司区老松町3番2号

施設内容：①施設概要 ホール、展示室等

②事業内容 演劇、音楽その他の利用に供することにより市民文化の向上に資する。

(イ) 名称：北九州市立若松市民会館

所在地：若松区本町三丁目13番1号

施設内容：①施設概要 大ホール、小ホール、練習室、展示室等

②事業内容 演劇、音楽その他の利用に供することにより市民文化の向上に資する。

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：共同企業体グループA2K

代表企業：朝日建物管理株式会社 九州支店

所在地：北九州市小倉北区室町1丁目1番1号

構成：朝日建物管理株式会社 九州支店、株式会社ケンビ

主な業務内容：総合ビルメンテナンス業務、舞台設備管理業務、新聞印刷補助業務、不動産賃貸業務、環境衛生業務、リフォーム業務、イベント企画・運營業務等

2 指定の経緯

令和6年8月16日 募集要項配布

令和6年9月27日 募集締め切り

令和6年10月10日 指定管理者検討会の開催

令和6年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

応募要件は、以下のとおりです。

- ・法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ・申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。

なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

- ・共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加：7社

応募件数：3団体

(門司若松・地域みらいネットワーク共同事業体【代表団体：アクティオ株式会社北九州営業所、構成団体：株式会社東急コミュニティー、株式会社フロム・ワン】、共同企業体グループA2K【代表団体：朝日建物管理株式会社九州支店、構成団体：株式会社ケンビ】、株式会社ケイミックスパブリックビジネス)

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員(五十音順)

- ・[利用者] 井上 美奈子 (NPO法人 北九州子ども劇場事務局長)
- ・[学識経験者] 井端 豊実 (九州吹奏楽連盟理事長)
- ・[公認会計士] 小竹 エリナ (小竹エリナ公認会計士事務所公認会計士)
- ・[学識経験者] 小林 文子 (福岡県公立文化施設協議会会長)
- ・[利用者] 和田 正人 (北九州文化連盟専務理事)

5 選定基準

| 選定基準（＝審査項目）及びポイント | |
|-------------------|---|
| 1 | 指定管理者としての適性 |
| | (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 |
| | ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。 |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 |
| | ① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。 |
| | (3) 実績や経験など |
| | ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 |
| | ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 |
| | ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。 |
| 2 | 管理運営計画の適確性 |
| | 【有効性】 |
| | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み |
| | ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 |
| | ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 |
| | ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。 |
| | ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 |
| | (2) 利用者の満足度 |
| | ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 |
| | ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 |
| | ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 |
| | ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 |
| | ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。 |
| | 【効率性】 |
| | (3) 指定管理料及び収入 |
| | ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 |
| | ② 収入が最大限確保される提案であるか。 |
| | ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。 |
| | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 |
| | ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 |
| | ② 経費の配分は適切であるか。 |
| | ③ 積算根拠は明確であるか。 |
| | ④ 再委託が適切な水準で行われているか。 |
| | 【適正性】 |

| | | | | | | | | | |
|-----------------------|------------------------|----|----|----|----|----|---|----|----|
| 門司若松・地域みらいネットワーク共同事業体 | 1 指定管理者としての適性 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 | 5 | 3 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| | (3) 実績や経験など | 5 | 3 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| | 2 管理運営計画の適確性 | | | | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み | 30 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 18 |
| | (2) 利用者の満足度 | 10 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 6 |
| | 【効率性】 | | | | | | | | |
| | (3) 指定管理料及び収入 | 15 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 9 |
| | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | 10 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 6 |
| | 【適正性】 | | | | | | | | |
| | (5) 管理運営体制など | 10 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 8 |
| | (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | 10 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 6 |
| | (7) 社会貢献・地域貢献 | 10 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 6 |
| 合計 | 110 | 67 | 79 | 84 | 71 | 66 | — | 69 | |
| 地元団体に対する優遇措置（3点） | | | | | | | | | 72 |
| 共同企業体グループA2K | 1 指定管理者としての適性 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 | 5 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 |
| | (3) 実績や経験など | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 2 管理運営計画の適確性 | | | | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み | 30 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 18 |
| | (2) 利用者の満足度 | 10 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 8 |
| | 【効率性】 | | | | | | | | |
| | (3) 指定管理料及び収入 | 15 | 4 | 4 | 3 | 3 | 4 | 4 | 12 |
| | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | 10 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 6 |
| | 【適正性】 | | | | | | | | |
| | (5) 管理運営体制など | 10 | 4 | 4 | 3 | 3 | 4 | 4 | 8 |
| | (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | 10 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 6 |
| | (7) 社会貢献・地域貢献 | 10 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 8 |
| 合計 | 110 | 80 | 85 | 73 | 72 | 76 | — | 78 | |
| 地元団体に対する優遇措置（3点） | | | | | | | | | 81 |
| 株式会社ケイミック | 1 指定管理者としての適性 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針 | 5 | 4 | 3 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政 | 5 | 3 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 |

| | | | | | | | | | |
|----------------|------------------------|-----|----|----|----|----|----|---|----|
| スパブリック ビジネス | 基盤 | | | | | | | | |
| | (3) 実績や経験など | 5 | 3 | 4 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 |
| | 2 管理運営計画の適確性 | | | | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み | 30 | 3 | 4 | 5 | 4 | 3 | 4 | 24 |
| | (2) 利用者の満足度 | 10 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 8 |
| | 【効率性】 | | | | | | | | |
| | (3) 指定管理料及び収入 | 15 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 9 |
| | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | 10 | 3 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 6 |
| | 【適正性】 | | | | | | | | |
| | (5) 管理運営体制など | 10 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 8 |
| | (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | 10 | 3 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 6 |
| | (7) 社会貢献・地域貢献 | 10 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 8 |
| | 合計 | 110 | 71 | 83 | 92 | 88 | 68 | — | 81 |
| | 地元団体に対する優遇措置（加点対象外） | | | | | | | | 81 |

(2) 検討会における主な意見

(ア) 門司若松・地域みらいネットワーク共同事業体について

- ・意欲的な提案が見られた点が評価できる。
- ・新たに提案されたアートクラブは未知数の部分があり、多くの会員の参加は見込めないと思うが、新しい提案の柱に掲げられており不安に感じた。

(イ) 共同企業体グループA2Kについて

- ・地域に密着した管理運営を19年間行っており、利用者からの苦情もほとんどなく評判が良い。
- ・高齢者以外の新しい利用者層を取り込む工夫が弱いと感じた。
- ・未知数ではあるものの、市民企画の活用や障害者により企画実行する提案事業については地域の意見の吸い上げになっていくのではないかと思った。

(ウ) 株式会社ケイミックスパブリックビジネスについて

- ・公共文化施設に求められる役割を十分に理解しており、安定感のある提案だった。
- ・部活動の地域移行という大きな社会的課題を提案書に明記している点がチャレンジングであり、評価できる。
- ・事業の立案は本社事業部が協力して行うという点が、地域密着の取組みとなるか気になった。

(3) 検討会における検討結果

総合得点としては共同企業体グループA2Kと株式会社ケイミックスパブリックビジネスが同点ではあるが、共同企業体グループA2Kが長年の実績に基づき安定的な管理運営を行ってきたことや「効率性」の評価が高いことを踏まえ、共

同企業体グループA2Kが指定管理者として相応しいと判断する。市は、検討会における議論を参考に、最終決定を行われたい。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、共同企業体グループA2Kを指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 文化施設の設置目的及び市の施策について十分に理解しており、老朽化が進む同施設に対し、長年の経験に基づいた安定した管理運営が期待できる。
- ・ これまでの実績に基づいて、効率的かつ十分な職員配置が提案できている。
- ・ 北九州市障害福祉ボランティア協会と連携した障害者主体のイベント開催など、社会貢献性の高い事業を提案している点が評価できる。
- ・ 利用者からの評価が高く、地域との連携も十分に期待できる。

8 提案額

| 年度 | 門司市民会館 | 若松市民会館 | 総額 |
|--------|----------|----------|-----------|
| 令和7年度 | 66,127千円 | 80,055千円 | 146,182千円 |
| 令和8年度 | 66,127千円 | 80,055千円 | 146,182千円 |
| 令和9年度 | 66,127千円 | 80,055千円 | 146,182千円 |
| 令和10年度 | 66,127千円 | 80,055千円 | 146,182千円 |
| 令和11年度 | 66,127千円 | 80,055千円 | 146,182千円 |